（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置）

第二条　雇用保険法等の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前の期間に係る改正法第三条の規定（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第四項、第五項及び第九項並びに附則第八条の改正規定を除く。）による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による労働保険料及び当該労働保険料に係る徴収金並びに労働保険料の負担については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十二年四月一日から施行する。

（石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部改正）

2　石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第二条」を削り、「同条」を「同令本則」に改め、「この条において」を削る。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年七月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十七号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第一項中「平成二十八年八月」を「平成二十九年八月」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「二四・七七」を「二四・八一」に、「二一・八二」を「二一・八五」に、「二〇・五九」を「二〇・六二」に、「一九・七〇」を「一九・七二」に、「一八・五八」を「一八・六一」に、「一七・九三」を「一七・九六」に、「一七・六七」を「一七・七〇」に、「一六・六〇」を「一六・六二」に、「一五・六二」を「一五・六四」に、「一三・九七」を「一三・九九」に、「一二・五七」を「一二・五九」に、「一一・三三」を「一一・三五」に、「一〇・二四」を「一〇・二六」に、「九・三六」を「九・三七」に、「八・四九」を「八・五一」に、「七・六五」を「七・六六」に、「六・七七」を「六・七八」に、「五・九二」を「五・九三」に、「五・〇九」を「五・一〇」に、「四・四六」を「四・四七」に、「三・八六」を「三・八七」に、「三・二五」を「三・二六」に、「一・五四」を「一・五五」に、「一・四七」を「一・四八」に、「一・四〇」を「一・四一」に、「一・三二」を「一・三三」に、「一・一二」を「一・一三」に、「一・〇三」を「一・〇四」に、

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	〇・九九
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	〇・九九

を

平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	〇・九八

に、

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	〇・九九
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	〇・九八

を

平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	〇・九八

に、

平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	一・〇〇

を

平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十二年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの日	一・〇一

に、

平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの日	一・〇〇

を

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの日	一・〇一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの日	一・〇〇

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十九年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。）による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

条約

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年七月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三